

## ◆介護職員等特定処遇改善加算

### ○介護職員の処遇改善について

介護職員の処遇改善につきまして、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)では「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この件を受け、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。

### ○介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

### ○「見える化要件」とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業者が運営するホームページ等を媒体として、外部から見える形で公表することを意味しています。

### ◆介護職員等処遇改善加算の取得状況

現行加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)を取得しています。

グループホーム倉敷・楽々苑 … 特定加算Ⅱ

小規模多機能型居宅介護施設倉敷・楽々苑 … 特定加算Ⅱ

### ◆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

資質の向上	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	法人内の介護保険事業所と連携し、採用活動や人事異動、研修を実施
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	電動ベッドの導入や腰痛ベルトの購入により介護職員の腰痛対策及び負担軽減を図る
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	事業所内保育所の整備、育児休暇の取得促進
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼・夕礼実施により情報共有を図る 毎月ケア会議にて気づきの溶融
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故対応マニュアルの作成やケア会議時に事故についての振り返り経過観察
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、敷地内の禁煙整備
	非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減	非正規職員から正規職員への転換の奨励。 積極的に職員を採用し、負担軽減を図る。補助職員採用による専門職の業務負担軽減